

## 令和2年 第2回 東彼杵町議会定例会会議録

令和2年第2回東彼杵町議会定例会は、令和2年6月15日日本町役場議場に招集された。

### 1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君		
9番	橋村 孝彦 君	10番	森 敏則 君
11番	吉永 秀俊 君		

### 2 欠席議員は次のとおりである。

8番 浦 富男 君

### 3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	森 隆志 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	構 浩光 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	工藤 政昭 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	ま ち づ くり 課 長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	楠本 信宏 君	教 育 次 長	岡木 徳人 君

### 4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 有川 寿史 君 書 記 滝川 千香子 君

### 5 議事日程は次のとおりである。

日程第1 議案第45号 令和2年度東彼杵町一般会計補正予算（第4号）  
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第2 議案第47号 令和2年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）  
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第3 議案第48号 令和2年度東彼杵町水道事業特別会計補正予算（第1号）  
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第4 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

日程第5 特別委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

### 6 閉 会

## 開 会（午前 9 時 26 分）

### ○議長（吉永秀俊君）

皆さんおはようございます。定刻前でございますけれど、全員お揃いのようにございますので、ただいまから会議を開催したいと思います。ただいまの出席議員数は 10 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議を始めます前にお知らせをいたします。浦議員から、入院加療のため本日の会議を欠席したいとの申し出がありました。欠席の理由は相当と認め許可をしております。

また、6 月 9 日にも申しましたけれど、コロナ禍の非常事態の中の会議でございますので、会議の時間をなるべく短くしたいと思っております。簡潔明解な質疑、答弁をお願いしたいと思います。

また、次に 6 月 11 日に開催されました連合審査会におきまして、地域振興券給付事業、電子プレミアム商品券発行事業につきまして、まちづくり課長の方から資料が提出されておりますから、これについての質疑をまず行いたいと思います。質疑のある方は挙手をしてからお願いします。5 番議員、大石俊郎君。

### ○5 番（大石俊郎君）

地域振興券給付事業につきまして、2 目 18 節負担金補助及び交付金、②の地域振興券事務経費補助金 300 万円が計上されています。そして、その下の方に業務内容が詳しく書いてあるんですけど、それを足しますと、この前、連合審査の時に説明がありましたように総額が 316 万 4000 円。要するに 300 万円と 316 万 4000 円の整合性がとれていないということ。まず、この点がどうしてこのようになったのかご説明をお願いします。

### ○議長（吉永秀俊君）

まちづくり課長。

### ○まちづくり課長（岡田半二郎君）

事務経費補助金の概算につきましては、前段でいろんな過去の状況等を参考にしながら積み上げた概算の内容でございます。結果としまして、過去の実績、平成 26 年にプレミアム商品券等を行っておりますが、その実績で、270 万円実績でございましたので、そういったことを加味いたしまして 300 万円丁度、事務経費補助金として整理をしたところでございます。概算として 316 万円、結果として積み上げた数字でございます。以上でございます。

### ○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

### ○5 番（大石俊郎君）

では、積み上げた結果が 316 万 4000 円になったわけですね。予算を計上するときはその結果が出ていなかったと理解してよろしいですか。

### ○議長（吉永秀俊君）

まちづくり課長。

### ○まちづくり課長（岡田半二郎君）

はい、その予算計上をいたす時は、過去の資料あたりを参考にいたしまして、概ねという形で予算を組んだところでございます。もうちょっと詰めてしていればよかったんですが、5 月の中旬と

ということで、過去の事例とかを参考にして、概算的に計上させていただいたところでございます。申し訳ございません。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

次は質問を変えます。11 節役務費 131 万 2000 円、それから、今度は 18 節の方で通信費 179 万円が計上されています。これは、11 節の方が役場の方で処置する郵送代、下の方は商工会関連加盟店に案内したりする通信費、こう理解しています。この下の方の 18 節の通信費 179 万円の内容は、ちょっと大きすぎるような気がしてならないんですよ。その中身は、本当に積み上げた加盟店募集案内及び認定書、振興券、送料等とここに書いてありますけれど、179 万円も掛かるんですか。ちょっと私は信じられない数字なんです。これは事実ですか。

○議長（吉永秀俊君）

まちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

結論から申し上げますと、先般の連合審査でも申しましたように重複しているということで、重なっているということで、連合審査の中でご指摘をいただいた中で気付いたところでございます。当初、これまでの過去のやり方が、商工会の方で発送をしておりましたけれど、今回につきましては、全世帯に給付という格好でございまして、途中の段階で給付の発送に関しては、町が責任を持って、個人情報保護がございまして、そういったことを整理する中で上げさせていただいたものです。本来その時に補助金の方も十分精査をして、その分を差し引くべきところだった訳ですが、そこまで考えが及ばずに、結果として重複して計上させていただいております。結果としましては、実績で補助金の方は精算をするようにいたしておりますので、その分は経費が発生しませんので、最終的な精算の中で実績に応じた補助金の支出ということで対応させていただければと思います。大変申し訳ございません。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

これは、総務厚生常任委員会の方で私たちも調査して、この予算は適正なものだと認めているんですけど、やはり、こういった資料を連合審査の時に出示してもらって、しっかりと、この予算書出てきますよね、予算書を全部作ってくださいとは言いません。この予算書の中に政策の目玉がある訳です、各課。他所の課も一緒ですよ。そういう目玉のところは、こういった資料を、やはり、議員の方々にわかりやすく説明できる資料を準備をして、予算書を出す時は、今後出されてください。そうしないと、我々が質問しないと、これはわからないということになってしまう。そうではなく、理事者側の方から積極的に予算書を通してくださいと、こういう今度の予算は素晴らしいものだ、まちづくりのために大事なものですからよろしく願いますということがないと、なかなか我々はああそうですかと疑問が生じてきます。これは信頼関係が大事だと思うんですよ。是非、今後そのように処置をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

まちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

この件につきましては、大変曖昧な説明と言いますか、足らずに申し訳ございません。今後、皆さまにご理解をいただけるように、いろいろ工夫をしながらそういう対応を図っていきたいと思いますので、今回は、大変いろんなところで誤解を招くようなところも説明としてあったかと思いません。大変申し訳ございませんでした。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

誠に申し訳ございませんでした。私も、予算査定の時に気付かずに、細かいところもわからなくて申し訳なかったんですが、全てはこういう資料は出せませんが、重要な点だけはそういう形で進めさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

他に。9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

総務厚生常任委員会では可決ということで、今更という気もするんですけど、総務厚生常任委員会でお話したことで、商工会に対する事務費、これは事務費として64万円上がっていますよね。私がその時言ったのは、どこに払うのかと言ったらそれは本所に払うんですよという話だったんですよ。それで、この事業が、仮に波佐見町、川棚町であった場合、これは昨日電話して確認したんですけど、今は前向きに考えているけれども、まだ決定してはいないという話なんですよ。そうしますと、仮に、仮定の話で申し訳ないですけど、川棚町と波佐見町がこの事業と全く同じようなことをやった場合に、64万円という金額を、川棚町、波佐見町が支払うかという話なんですよ。そうしますと、3町支払うとなりますと、約200万円ぐらいの金額が商工会に、いわゆる事務手数料としていくわけですよ。そこにちょっとおかしいのではないかという話があるから、それは調べてくれませんかという話を私はしたと思っているんですよ。それについては、川棚町と波佐見町に関しては、何か問い合わせをされていますか。

○議長（吉永秀俊君）

まちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

大変申し訳ございません、川棚町と波佐見町にはまだ確認はいたしておりませんでした。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

先ほど言われた個人情報云々という話がありましたよね。これは当初、商工会に委託するとなりますと、個人情報を全てやって良いのかという話があったと思うんですよ。当初は、やはり行政側が発送したりそういう事務手続きをした方がよろしいのではないかという話がありましたよね。私はそっちの方が正論だと思っているんですよ。それはいろいろな考え方があるかもしれませんが、個人情報が厳しい時に、そういう一民間団体に託して良いのかとなってくるわけです。

よ。

ですから、それと、金額の問題でいきますと、例えば、単町で64万円、3町でいけば約200万円となるわけですよ。個人情報等々を鑑みてすれば、例えば臨時職員を雇って、町の方で1人か2人雇ってすればかなりの金額が減額になると思うんですよ。そういうあれはありませんか。どうですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、商工会に、一応お願いをして進めたいと私も思いますので、今、橋村議員がおっしゃったように東彼杵町だけ64万円やって、川棚町や波佐見町がした時に支出が無いとなれば、これは商工会長さんと協議をさせていただいて、商工会で全て平等に持ってもらいたい。うちが出すなら波佐見町と川棚町も出していただきたい。そういう方向で進めさせていただきたいと思うんですが、よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

と言うことは、減額もありうるという話。実績に応じてという言葉がありましたので、そういうことで理解して良いですね。はい、わかりました。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。10番議員、森敏則君。

○10番（森敏則君）

ちょっと確認です。まず、地域振興券の件で、地域振興券の発送については商工会を通じないで町から直接各世帯に郵送するという理解で良いんですか。まず確認です。

○議長（吉永秀俊君）

まちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

そのように取り計らいたいと思います。町から発送したいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、森敏則君。

○10番（森敏則君）

もうひとつ、加盟店の認定書はどこが発行するのですか。

○議長（吉永秀俊君）

まちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

この認定書は、商工会の方から送付をしていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、森敏則君。

○10番（森敏則君）

商工会の方で認定、取扱店の認定ですよ。

○——△——

はい、そうです。

#### ○10 番（森敏則君）

そうですね、それでいいです。はい、理解しました。

次に、電子プレミアム商品券の件で伺います。これは、実は、この電子プレミアムの発行については、ちょっと問題があるのではないのかなと思って、私もネットで、実は調べて、他にこういったプレミアム商品券を発行している所はということで、埼玉県の深谷市にありました。

この発行の仕方なんですが、ここに書いてあるシステム業務の委託、どこにするのかなんですが、このシステムの導入及び定着の支援をするところの業務委託をされるんですよ。そして、発行に当たって、携帯アプリですると、そして、ポイントカード制作業務と書いてありますね。1万円買った場合は2000円をプラスして1万2000円になるというんですね、その加算するのが。この購入する場合、携帯アプリだったら、携帯アプリから入って良いんです。では、この携帯アプリに入る人というのは、町内の人たちが、私はこの1万2000円のプレミアムというのは、町内の人だけの特典だと思っていたんです。ところが、このシステムでいくと、どうも他所の人からでもアクセスできる話になってくるわけですよ、他市町村の。しかも使うのも、他市町村でも使える話なんです。果たして、これはどうなのかなという話なんです。本当に、この電子プレミアムで2000円プラスした分が町に還元してくるかというのと、ちょっと厳しいのではないのかなと思います。

そうではないよ、町内の人だけアプリを使えるようにするとなったら、どうやって確認をするのだという話なんです。どうやって本人を確認するんだと。そして、使う店舗については、この電子アプリは、使う店舗側としては、他所の町の者が、東彼杵町とたぶん区別は付かないと思います。区別付ききれない、実際に言うと。これはどうなのかな、他所でも使える話になってくるんですよ。それよりも、町内で使えるという形になれば、ちょっとおしゃれだったかもしれないですね、この電子プレミアムということで。それよりも、2000円プラスしたところを販売する。そして、町内だけに使えるようにしないと、これは下手すると町外の者からどんどんアクセスがきますよ。そして、町外で使いますよ。私がもし知っていたら他所に行きますよ、こんな情報ありますから。

深谷市の事例が、やはり困っていたみたいですね、最終的には。深谷市が発行して他所で使われるのだから。他所の他市町村の人たちもアクセスして取るのだから。ちょっとおかしくなってきましたか。どうなんですか、その見解。

#### ○議長（吉永秀俊君）

まちづくり課長。

#### ○まちづくり課長（岡田半二郎君）

まず、この電子プレミアム商品券につきましては、町内の方のみということで対応を考えております。そのシステムにつきましても、そのことを条件としてシステムの構築を図りたいと思っております。電子アプリの読み込みかこれができない場合には、ポイントカードということでカードを発行する。電子ポイントの付与につきましては、町の窓口で対応を行いたいと考えております。ですから、ちゃんと身元を確認をした上で、町内者ということで、付与する場合には手間が掛かりますけれども、ご足労かけますが、町に窓口を設けまして、その中で付与をするというような仕方を

やっていきたいと考えております。そういうことで、必ず町内の方のみの利用という形の取り組みを行っていききたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

これの販売窓口は町がするんですか。まちづくり課なのか、どこでやるんですか。

○議長（吉永秀俊君）

まちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

ポイント、いわゆる1万円頂かないといけないわけですが、今回の電子プレミアム商品券につきましては、町の方でしっかり事務を行っていききたいと考えております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

役場が販売業務をするんですか。販売業務になるんですよ、カードの販売業務。これは良いんですか。ちょっとわかりませんが、その辺が良いのか悪いのか。ただ問題は、先ほど言ったスマホでもアプリでもオッケーですよ、スマホのアプリと書いてあるんですよ、ここに。そうすると、スマホのアプリというのは窓口ではないということなんですよ。今課長が言った話ではないんですよ、これ。携帯アプリを公開するということは、そこからアクセスするということなんですよ。わかっていないのではないかな。どうも、言っていることと、ここに書いてあることが違うんですよ。携帯アプリがあれば誰だって入っていきますよ。ポイント取りにいきますよ。違いますか、もう一回聞きますよ。ポイントを取得した人間が町内で使えるようなシステムをどうやって構築するんですか。教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

まちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

電子プレミアム商品券につきましては、販売額が1万円ということで、1万円現金を頂きまして、それに対して1万2000ポイントが付与されるという形になります。その仕組みにつきましては、町の窓口を設けた中で、その中で電子アプリにおいても、役場に来てからしっかり付与すると、自動的に、申し込みをしてダウンロードという仕組みはとらない形しております。あくまでも窓口に来て1万円を頂いて町として預かりまして1万2000ポイントを付与するというような、一回手間が掛かりますけれど、そういった電子アプリの対応はしたいと考えております。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

これは、購入限度額はいくらなんですか。

○——△——

——△——△——

○議長（吉永秀俊君）

まちづくり課長。

雑談はやめてください。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

一人1セットということに限定をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、森敏則君。

○10番（森敏則君）

そうすると、ここに2,500人来るんですよ。一人1セットであれば2,500人ここに来て窓口で扱うことになるんですよ。できますか。2,500人来るんですよ、今おっしゃったことを言うと。一人1セット1万円でしょう。2,500人をたらたらやるんですか。おかしいでしょう、これは。可能ですか、本当に。2,500人対応して行列ができますよ。役場は混乱しますよ、たぶん。大丈夫ですか。少し、こういうものは研究した方が良いのではないですか。ちょっと、どう見たってシステムがおかしい。先駆けて、おしゃれなつもりでやったつもりでしょうけれど、そうは町のためにはならないよ。町の担当する課、まちづくり課に一人や二人では対応できないような大勢の人たちが押し寄せてきますよ。2,500人ですよ、一人一口とおっしゃいましたので。例えば、この深谷市は1万円単位でお一人様5万円までとしてあるんですよ。ということは5口なんですよ。そうすると少し件数は減る。そうすると少しは件数は減るかもしれませんが。

かつて、地域振興券を販売した時があったですよ。あれは売れなかったんですよ、順調に。順調に売れなくてどうしようもなく。あれは、ちょっと買ってくれないかということもあったんですよ。これが現実ですよ。

では、電子アプリを使う人たちは携帯電話を持っていなければいけないんですよ、携帯電話。携帯電話を持って、しかも普通の携帯電話では駄目なんですよ、ガラケーでは駄目なんですよ。まだガラケーの議員もいるかもしれませんが、スマートフォンを持っておかないとお店で使えないんですよ。ではその人たちが何人いるかとなってくるんですよ。若い人もいるかもしれませんが、老人も最近はらくらくフォンとかあるみたいだけど。私は、そういうところが対応できるかが不安を持っていますが、本当に大丈夫ですか。

○議長（吉永秀俊君）

まちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

そういう環境が無い方、スマートフォン等をお持ちでない方はカードでの対応を図りたいと考えております。そのカードを持っていただいて、そこに1万2000ポイントが付与されてカードでの精算を行っていくというような仕組みで考えております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他に。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

今の件です。この前、私が質問した時には、まちづくり課長は制度設計がまだ確立していないと答弁されました。では、制度設計をしっかりと確立してからやりますよ、予算執行をかけますよ。そ

の前に予算執行する時には、もう一度制度設計ができてから議員皆さんに説明して、ご理解を受けた後に予算を執行しますよという答弁をされたんですけれど、この点は間違いなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

まちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

商品券発行業務委託料の中で、今私たちが想定をしております、構想として考えておりますことを実現するような形での業者との協議を進めていくということになりますので、そういうものを十分行った中で、そういった点でいきますと、プレミアム商品券は、だいたい後での発行となるかと思いますが、しっかり制度設計と言いますか、仕組みを構築した中で対応を図っていきたいと考えております。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

したがって、森議員からもいろいろ問題提起されました。私も言いました。だから、こういったところはあやふやなまま執行されてもらっては困るわけですよ。しっかり制度設計をして、議会の説明で、なるほどこれだったら問題点ないよね、町の方も制度設計をしっかりとされて、先ほど、販売しても、カードだったら町で販売することに問題点はないのかどうか。1万円払って1万2000円分のカードを渡すわけでしょう。そういったところの収支はどうなるのかなとか、いろいろ、これからその仕組み、制度設計をしっかりと確認して、いろんな町外の人が、こういったアクセスできないように。町内でしか使えないとかいうものをしっかりと確認しないとこれは大きな問題点になるかと思っておりますので、そういった制度設計をしっかりと確立して、議会に説明されてから予算を執行することを確約していただきたいと思っておりますけれど、よろしいでしょうか。町長にお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういう形で、疑問点とかを全てクリアしないと動けないと思っておりますので、皆さん方に再度お諮りをさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、森敏則君。

○10番（森敏則君）

もう一回確認します。仮にこれを発行したとします、自分の手に持ったとします。そして使う時に、電子マネーというのは、日本津々浦々の電子マネーに対応する店舗の機器を備えている所は、オッケーなんですよ。どうやって判別するんですか。今度の委託業者がそれをしてくれるんですか、本当に。本当にしてくれるんですか。まずそこを教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

まちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

委託業者におきまして、そういったシステムを開発をしていただきますけれど。あと、環境整備

的なものにつきましては、どの程度そういったハード的なものが必要かどうかは今後の調査になるかと思えます。そういった環境性につきましては、また、再度必要な事業所においては、コロナ関係のキャッシュレス環境整備とか、そういったものの対応をセットと言いますか、合わせて対応ができないかどうかの検討をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

今、答えられましたけれど、おそらくこれは無理だと思います。区別、判別、町内から発行された、東彼杵町だけで使えるという電子マネーの発行というのは、どうかな。どう考えたって、今の私の頭の中では、使える店舗というのは、全国津々浦々、たぶんそのポイントを持っていたら使えるはずですよ、今の話でいけば。絶対に東彼杵町だけという限定ができるようなポイントカードとなると、相当なシステムの構築が要りますよ。このくらいの委託料では足りないですよ。このくらいの委託料 200 万円、200 万円の委託料でここまでする業者はいないですよ。桁が違います。

ここから一番大事なところを言いますね。この電子プレミアムにこだわらないで、町内で発行して町内で使えるような頭の切り替え。電子マネーにこだわったらそういうことになります。今言ったことになりますので、電子マネーにこだわらない方が良いのではないかなということを提言して終わります。

○議長（吉永秀俊君）

答弁は必要ですか。

○——△——

町長、どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど申しましたように十分検討して、例えば、町内だけで使えるような形で確立できなければ、おっしゃるようにスタートできないとっておりますので、今後検討して、そういう方向で、もし町外でも使えるような形になってしまえば良くないので、そういうことは十分検討して予算は執行させていただきたいとっております。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

他に。2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

地域振興券の事業の関係ですけれど、今説明があった中で、必ず、最初から百数十万円の不用額が出る予算の計上の仕方ではないかと思うんですけれど、これにつきましては、町長はご存知だったのか。例えば知らなかったのか。ただ、知っていた中で仕方ないかなと思われたのか。その辺のところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それは、知らないとか知っていたとか、全て私が提案した責任ですので、知らないとか知っていたとかの回答にはなりません。全て、私が確認で出したという形にします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

そういうことであれば、今後、各課長の方には、こういう予算計上の仕方はちょっとおかしいかなと思いますので、決算期に不用額が出ましたということになれば他に使える予算、今コロナで困っている方がたくさんいますので、そういう方に回せるような予算があったということになりますので、そういうことを十分注意してお願いしたいと思っています。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

誠に申し訳ありません。今月 6 月議会で動いて、もし 9 月に事業が確定したらすぐ落として一般財源の方でまた違う方向でも使えるような形にしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

それでは、本会議を開催します。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第 1 議案第 45 号 令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）  
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（吉永秀俊君）

日程第 1、議案第 45 号令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、浪瀬真吾君。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

おはようございます。委員会報告の前に挿入を 1 字、裏面の、なお、電子プレミアム券の後に等を 1 字挿入をお願いをいたします。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 45 号 令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）

2 審査年月日

令和2年6月11日

### 3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、6月11日関係課長、教育次長及び財政係長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1213万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億7069万4000円とするものである。

今回の補正予算は、歳出では、総務費に通知カード・個人番号カード関連事務委託料等1899万9000円、民生費に社会福祉施設整備費補助金等1186万5000円、衛生費に水道事業会計負担金等2064万4000円、農林水産業費に千綿川取水施設原形復旧工事費等1438万8000円、商工費に地域振興券給付事業、プレミアム商品券発行事業等2790万円が計上されている。

歳入では、特定財源として、国・県支出金682万4000円、ふるさと創生事業繰入金等1892万5000円、及び一般財源として財政調整基金繰入金等8728万4000円が計上されている。

慎重に審査した結果、児童福祉施設費の社会福祉施設整備費補助金1092万円については、補助基準に疑義があるとの意見が多数あり、国県の補助基準額7726万円の10%以内の補助金772万円に減額修正すべきとのことで、歳出における社会福祉施設整備費補助金並びに歳入における地域福祉基金繰入金について、それぞれ320万円を減額する補正予算修正案を委員会総意で提案したものである。修正後の歳入歳出の総額は、62億6749万4000円である。修正案の採決結果は、全委員一致可決すべきものと決定しました。また、修正部分を除く原案について採決を行い、全委員一致可決すべきものと決定しました。

なお、電子プレミアム商品券等の発行については、制度設計を充分に行い、議会に説明の後、執行されることを強く望むとの意見がありました。

#### ○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終了します。

これから、討論を行います。

討論の順序は、委員長報告が修正でありますので、まず始めに原案賛成者、次に原案及び修正案反対者、次に原案賛成者、次に修正案賛成者の順で行います。

まず始めに、原案賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（吉永秀俊君）

なしと認めます。

次に、原案及び修正案反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（吉永秀俊君）

ありませんね。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

次に、修正案賛成者の発言を許します。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

修正案に賛成という立場で発言します。

そもそも、こういう児童福祉施設、陳情によるところから始まったんですけど、国、県の補助申請 7726 万円、県の回答は 6000 万円、やはり減額しております。やはり、町の方も陳情に対して 100%答えるのではなくて、一定の歯止め、申請額に対して最大限、90%を限度として補助をするという歯止めを持っておかないと、これから今後陳情がきた場合、100%やってしまうと前例を作ってしまうこととなります。そうすると、第 2、第 3、第 4、陳情がきた時に、この前 100%回答しましたよね、なんで今度は、うちは 100%ないんだらうかということになってしまう恐れがあります。したがって、これは、一定の 10%、今回は総務厚生常任委員会としては提言しているんですけど、こういった提言していることによって、次の陳情が来た場合にきちんと、こういうことを審査することができるのではないかという立場で修正案に賛成の立場でございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

ないようでしたら、最初に戻り原案に賛成者の発言を許可します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

ないようですので、これで議案第 45 号の討論を終わります。

これから、議案第 45 号令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は修正です。

まず、委員会の修正案について、起立によって採決します。

委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 47 号 令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）  
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（吉永秀俊君）

次に日程第 2、議案第 47 号令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、浪瀬真吾君。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 47 号 令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

2 審査年月日

令和 2 年 6 月 11 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、6 月 11 日総務課長、税財政課長及び健康ほけん課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 261 万 1000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 2518 万 9000 円とするものである。

歳出については、地域支援事業費が 261 万 1000 円減額計上されている。

歳入については、介護保険料 48 万 7000 円が追加計上され、国庫支出金等 309 万 8000 円の減額計上である。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

それでは、これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 47 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 47 号令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

**日程第 3 議案第 48 号 令和 2 年度東彼杵町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）**  
**（委員長報告・質疑・討論・採決）**

**○議長（吉永秀俊君）**

次に日程第 3、議案第 48 号令和 2 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。産業建設文教常任委員長、口木俊二君。

**○産業建設文教常任委員長（口木俊二君）**

おはようございます。委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおりに決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 48 号 令和 2 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）

2 審査年月日

令和 2 年 6 月 11 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された議案について、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に係る活動制限により全国的に住民生活や経済への圧迫がすすむなかで、今回所得減等の影響を受けた世帯に確実に届く支援として、水道契約全世帯を対象に 3 か月間に限り基本料金を減免するものである。

収益的収入において、水道料金に係る営業収益を 1910 万円減額し、営業外収益に一般会計からの負担金 2000 万円を追加した水道事業収益の総額は 2 億 6114 万 5000 円になっている。

また、収益的支出において、事務費に係る営業費用に 90 万円を追加し、水道事業費用の総額を 2 億 3899 万 8000 円にするものである。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決するべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、平等ということを鑑み、未契約世帯（53 世帯）に対しても、減免額程度の対策を講じてほしいとの意見がありました。

**○議長（吉永秀俊君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。5 番議員、大石俊郎君。

**○5 番（大石俊郎君）**

口木産業建設文教常任委員長に 3 点お伺いいたします。

まず 1 点目、審査の過程で、下の 2 行目、平等ということを鑑み、未契約世帯 53 世帯に対しても減免額程度の対策を講じて欲しいとの意見がありましたとあります。まず第 1 点、何名の委員さんの意見があったのか。

2 点目、報告書の中に平等という言葉があるんですけど、今回の新型コロナウイルス感染症関連で、国、県もいろんな政策を打ち出しています。それらの施策、これらも平等と言えるのかと審

査の過程でそういうのは議題として上がっていなかったのか、これが2つ目。

3つ目、未契約世帯53世帯に、減免額程度、すなわち5850円程度の施策とありますが、では、町に対して何か施策を打ち出して欲しいということなんですけれど、産業建設文教常任委員会として具体的な施策、この53世帯に対して。どういう施策が打ち出せるのだろうかということを審査されたのかどうか。この3点、まずお聞きします。

○議長（吉永秀俊君）

産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（口木俊二君）

まず最初の、意見として何名の委員が意見を述べられたかと。最初に1名の委員さんが発言をされました。あと、それに加えていろいろ意見も出ました。1名の委員の意見が大方の意見で、進んでおりました。

それと、国、県のいろいろな施策を打っていますけれど、そういった意見は、意見としては出ておりません。

そして、53世帯に対して3か月分の減免ということで意見がありましたけれど、施策として、先ほども申しましたように、審査の過程でコロナウイルスに係る影響は、全世帯ではないのかという意見があり、給水世帯に対する基本料金ということで、減免ということでありましたので平等性を鑑みると未給水世帯にも、53世帯に何らかに手当をとということで意見があり、中身については、何らかの手当ということで、具体的な意見というのはありませんでした。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

そもそも1名の意見に対してこういう報告書は、基本的には載せなくて良いと思いますが、それが第1点。

第2点、具体的施策を出さないと、私も考えたんですよ、実は、出る前に、審査の。全世帯にはいかないな、大体98%ぐらいと聞いていました。なかなか、これを100%に持っていくというのは難しいんですよ、政策で。平等というのは、なかなか難しい。

実は、今回水道料金基本料金1630円から1950円に上がりましたね、320円ほど上がりました。それから1㎡あたり163円を195円に上げていくわけですよ。4月から上がっています。実際徴収は後になりましたけれど。私は、その値上げ分を、これからずっと上がっていくんですけど、皆さん、町民から、上水道を払う人は。今回、新型コロナウイルス感染症関連で、それを策略しているのではないかな。それを補填したという施策でもあるという考え方もあるわけです。そういう意見はでなかったのですか。どうなんでしょう。

○議長（吉永秀俊君）

口木産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（口木俊二君）

そういった意見はございませんでした。

1名の意見ということで、それは載せなくても良いということでありましたけれど、全委員了解のもとで審査報告書に上げております。

○議長（吉永秀俊君）

他に。9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

大石議員と似たような話になるかと思うんですけど、お許しいただきたいと思います。

まず、今日見せていただいた報告書の最後の2行にちょっと引っかかるわけです。と申しますのは、先ほど大石議員がおっしゃいましたけれど、1名の意見は個人の意見として報告書には載せなくて良いという話なんです。つまり、それは委員長の裁量権に任されるという話なんです。しかしながら、議会においての、例えば1人と言えども、少数意見と言えどもこれは尊重されなくては行けない、原則。多数決の意見が正しいとは限らない。だから、そこに少数意見の留保という制度があるわけですよ。でしょう。そうしますと、先ほどから言われています公平性という部分に関しましては、私も、実は、この水道料の3か月基本料金免除という部分に関しましては、経済政策としては、私も実はこれは間違っている感じが実はしているんですよ。ですから、では、少数意見の留保はされていなかったわけでしょう、結果として。それでは、ここに委員長が、あえて委員長報告書という公文書に載せた、記載した。これは保存されるわけですから。と言うことは、委員長も、結局委員長の裁量権でこれは載せたわけでしょう。そうしますと、これは委員長ただ1人がその意見に対する理解者、賛同者となるわけですよ。結論としてそういうふうになるわけでしょう。どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

口木委員長。

○産業建設文教常任委員長（口木俊二君）

今の答えですけど、一応、審査の中で全員了解のもとで審査報告書として上げておりますのでここに書きました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

全委員は賛成はしたけれど、委員長報告書に対してのそれを書きなさいと言われたんですか。間違いないんですか。これはあなたが書いたのでしょうか。

○——△——

そうです。

○9番（橋村孝彦君）

皆が、この2行を付け加えなさいと言われたのですか。どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

口木委員長。

○産業建設文教常任委員長（口木俊二君）

一応、全委員了解のもとということで、皆さんにも確認をとっておりますし、書いております。

○議長（吉永秀俊君）

他に。9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

先ほど言いかけたので、ついでなので言わせてもらいます。この水道料の3か月間基本料金の減免というのは、経済政策として間違っているだろうという意見を言いました。と言いますのは、要するに、給水者、水道を引っ張っている人たち、その人たちは、安心安全な水を常に使用できるというメリットがある訳なんです。一方、水道事業者に関しましては、その人がお客さんになるわけですよ。つまり、全ての商品の売買でも利益がある人と常に共有されなくてはいけないんですよ。買う人も利益がある、売る人も利益がある。ウインウインの関係でなくてはいけないんですよ。だから、そういう関係にない人に何らかの手当をとというのは、私は無理があると思うんですよ。

ですから、本来ならば、なぜ間違っているかと言いますと、水道関係というのは、料金、商品、価格というのは、一定の利潤があって、いわゆる適正な利潤があって、その上に販売価格というシステムが当たり前の話なんです。そうしますと、今の水道事業の会計を見ればわかるように、そういうシステムにはなっていないわけですよ。結局、決算上では黒字ですけど、本当は赤字なんです。だから、これを一般企業で言いますと、赤字の会社の部分に、これまで利益が出てきたら良いですよ、赤字の部分に関して、またそれを引くということは、これは一般の企業だったら倒産の範囲なんです。そういうことがなぜ議論されていないのかという話なんです。

ですから、これは私の一般質問等と関連しますけれど、考え方でいきますと、要するに、この水道事業は、減免カットして、私が一般質問で言ったように、例えばその部分を一般市民に、2000円なら2000円になるか知りません。そういうことの議論はなかったんですか。どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

口木委員長。

○産業建設文教常任委員長（口木俊二君）

ありませんでした。

先ほど説明したように、こういった意見があったということで載せております。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

○——△——

——△——△——

○議長（吉永秀俊君）

3回ですので許可しません。

○——△——

——△——△——

○議長（吉永秀俊君）

それは、さっきとは別です。

最初に言ったでしょう。明確に、速く会議を終わりたいということでご協力をお願いします。

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

それでは、これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 48 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 48 号令和 2 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

#### 日程第 4 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（吉永秀俊君）

次に日程第 4、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定により、お手元に配布しました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### 日程第 5 特別委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（吉永秀俊君）

次に日程第 5、特別委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

議会改革特別委員長から、所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和 2 年第 2 回東彼杵町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会（午前 10 時 29 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 後城 一雄

署名議員